

情報提供と政策提言で「実感できる議会」をめざす

——北海道福島町議会

溝部幸基 福島町議会議長

1. 人口減少率全国9位の衝撃

厚生労働省人口問題研究所が、2035年の推計人口を発表（2008年12月）した。地元紙に「福島町減少率全国9位」（△60.6%：2,322人）の記事が載り、町中におおきな衝撃が走った。人口のピークは1956年で、13,968人（1世帯6人）。2008年度の人口移動状況は「転入168人・転出257人・出生11人・死亡73人」と、前年比151人減の5,398人（1世帯2.2人）。20歳未満が659人（12.2%）、65歳以上の高齢者が1,927人（35.7%）と少子高齢化の進行に加え、前回の予測を上回るハイペースで過疎化が進行している。

大きな要因は、少子化・経済構造等々、地方にとっては、如何ともしがたい問題にあるとはいえ、「将来に夢と希望を！」と町づくりの中心的立場で牽引してきた行政・議会の結果責任は大きい。

「公共事業・補助金の獲得」が行政手腕のバロメーターと中央陳情に迷走し、遠回りをしてでも、着実にしっかりと地に足をつけ、身の丈に合った町づくりに挑戦してこなかった。

安易なその場しのぎの対処療法は、町民の気力も、自律意識も削いでしまう結果となってしまった。本来の役割であるチェック機能を發揮できず、結果的にそれを追認してきた議会の責任も重い。

2. 3つの視点で議会改革

議長に就任した1999年から「開かれた議会」を目標に議会改革に取り組んできた。

改革の視点の1点目は、二元代表制としての議会の役割は何なのか、議会の主役は議員であることをしっかりと自覚し、従来の行政依存・追認の議会

活動から脱皮し、主体性を持って議会の意思決定をするにはどうしなければならないかという視点。この視点に立って、行政の諮問機関から議員を撤退、事前協議（全員協議会）の原則中止に踏み切った。2008年度には議員の不当要求行為の防止条例（議員倫理条例）を制定した。

2点目は、4年に一度議員を選挙する住民の意向を行政に反映させるための住民参画で、議会活動を住民によく理解してもらうために情報を共有する住民の側に立った視点。

取り締まるための傍聴規則を「歓迎する」規則に変え、傍聴者に議案（資料）を配布するようにした。住民懇談会を積極的に開催し、議員研修会（学識者の講演など）への住民参加も認めている。議会・議

図1 議会基本条例のイメージ図



員の自己評価制度も導入した。項目別に3段階で評価し、議会だよりとホームページで公開している。

3点目は、地方分権改革。三位一体、市町村合併等々、国全体が大きく変動している社会情勢の中で、保守的な議会・行政といえども、変わっていかなければならぬという視点。

この3つの視点で、全国の先進事例を参考にしながら「気がついたことから・できることから」を合言葉に、現行法ができるものから順次取り組んできた。

ただ、町政の「計画・執行」と町民に見えやすい部分を担当する行政に比べ、「決定・監視」する議会の活動は、町民に見えづらく、解りづらい仕組みになっている。住民と情報共有するための努力をしてきたとはいえ、あまり成果は見えてこない。

調査段階での討議による議会意思の反映は多くの場であった。例えば、公共下水道計画や町営温泉ホテル構想の中止だ。下水道は過疎地では非効率でコストがかかりすぎるためで、現在、浄化槽の計画が進んでいる。また、2003年の選挙から平日投票を採用し、経費削減につながった。議会は財政破綻を回避することに一定の役割を果たしてきたが、「議会が無くなつて困りますか?」「議員はなぜ必要なのか」と問われて明解に答えられる議員はどれだけいるだろうか。「報酬を下げろ」「定数を減らせ」「無くしてしまえ」との声もある。「見えない議会」「議会活動が実感できない」状況は、並大抵の努力では払拭できない。

3. 改革への思いを込めて ——善政の競い合い

2009年3月、町づくり基本条例と議会基本条例を可決、制定した。

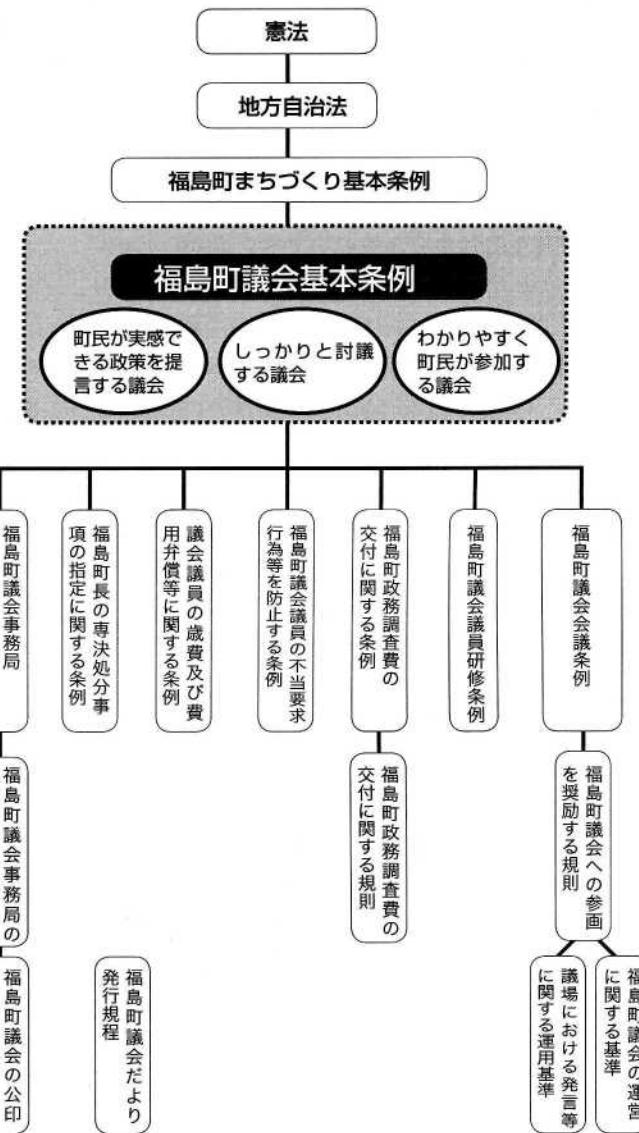
議会基本条例の前文には、「開かれた議会づくり」の集大成として、決してこの改革を後退させてはならないとの強い思いが込められている。議会（合議制）と町長（独任制）が緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、善政を競い合うとして、改革の3つの視点を忘れることなく、不断の努力を続けることを約束している。

両基本条例の目的達成のための実行課題は、「住民・議会・行政の協働」。両条例の実践でいかに住民の意識を高め、単なる受け身の参加から積極・能動的な参画・協働へ結び付けることができるか。そのための役割分担を実践していく実行計画が大切になる。

目的達成のための基本事項（あるべき議会像）の1つは、「わかりやすく町民が参画する議会」。住民への議会報告会を年1回以上開催する事を義務付け、6月に第1回の報告会を開いた。1年間の議会活動をまとめた「議会白書」の公表、「議会・議員評価」も義務化した。

次に「しっかりと討議する議会」で、通年議会（会期は会計年度）を条例に規定し、町長の「告示、召集」行為を削除。会期に制約されてきた議会活動を現実の範囲と捉えることとなった。議員同士の自由討議

図2 福島町議会基本条例と関連条例等の関係図



による合意形成を目指し、傍聴者も討議に参画できることにした。最後に「町民が実感できる政策を提言する議会」。善政競争による政策提言を目指す。

4. 政策提言への挑戦と議案の修正

福島町の第4次総合開発計画は、合併・財政問題を抱えながら2006年度にスタート。2010年度から後期計画(～2014年度)を施行すべく現在計画の見直しを進めている。

総合開発計画への提言は、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指す議会の具現化に向けた初めての取り組みとなった。現行計画時からの状況(背景)変化を考慮し、重点目標である「雇用を支える産業の活性化と掘り起こし」「情報の共有と町を支え・育てる人づくり」をテーマに常任委員会で所管調査を実施。関係団体等の意見聴取(交換)を経て、各議員の具体的な施策を踏まえた意見を両委員会の調査意見として集約し、全員協議会での議論を経て提言書として町長に提出した。

併せて、2010年度からの本格導入を目指して専門機関に委託検討している行政(事務事業)評価について、試行的に評価を示した3事業(健康横綱応援プロジェクト事業・町営住宅建替事業・産業活性化サポート事業)について、議員個々の評価(質的・量的・現状と今後の方向性)を集計し、議会の評価を提出した。

また、政権交代による政策転換で「子育て応援特別手当」が執行停止となった中で、町長は、唐突に単独実施を打ち出し、所定の手続き(財源組替えの予算補正)もせずに執行作業を開始、新聞・テレビの発表で議会側が知ることとなった。

議会は、「…政権交代による政策の転換が予測され、国主導の本事業が早い段階で中止の方向が示され、新年度での代替事業(子ども手当)が検討されている状況、各自治体の対応、厳しい財政運営下での町単独での実施は、慎重な検討が必要であり、今回の対応は、疑義が残る。議会の役割を無視し、議会のあり方を軽視した横暴な一連の対応は、看過しがたいものであり、強く反省を求めるものである。住民・議会・行政の協働を謳い、政策の形成過程での資料提供を推奨している基本条例の主旨からも、納得のいく経過説明と応分の謝罪を求めるものである」との議会運営委員会の意見を示し、通年議会の対応で急遽提案された補正予算を、議会は修正(否決)した。

5. 議会事務局の整備・強化が必須

二元代表制の一翼を担う議会として、しっかりと行政と対峙し、その役割を充分果たすためには、議会事務局の体制強化も必須の要件だ。特に過疎化が進行する小規模自治体議会議員の専従状況を考慮すると、行政側と比較し、まともに討議をする体制となっているとは言えず、事務局に依存する度合いが高くなっている。しかし、財政悪化の状況下では、経常経費で大きなウエイトを占める人件費の抑制が課題となり、厳しい職員定数管理のもと、議会事務局の人員増は全く不可能であり、逆に削減を求められている状況にある。

地方分権改革が進行する中での議会の役割は拡大し、責任も重くなる。事務局の人的体制(質量的)が課題であり、上部関連団体と連携して引き続き強く訴えなければ実現は難しく、当面、人事交流で質的な体制強化を目指す事で妥協せざるを得ない。福島町の議会事務局体制は、正職員(事務局長、総括主査、主事)3名、臨時職員(会議録反訳委託にかえた)1名の計4名であり、監査委員事務局を兼務しているが、同規模の町村議会事務局としては平均を上回る状況にある。4月の人事交流で、行政側の企画・財政を経験した総括主査、町の基幹産業である水産漁業を担当してきた主事を迎え、「開かれた議会づくり」のスタートから関わり苦労してきた事務局長を中心に「町民が実感できる政策を提言する議会」の実現に向けた体制ができた。勿論まだまだ充分ではないが、私自身の議員生活の中で一番充実した事務局体制だと思っている。

6. 情報共有から参画・協働へ

—HP・映像配信システムの現況と課題

議会評価で課題としていたインターネットでの議会映像配信システムは、整備を終えて2009年12月から本格配信(HPから)している。本会議場で開催される会議(本会議・特別委員会・全員協議会等)はライブ(生)中継、委員会室についても録画が可能となり、出先(移動先)での会議、行政側の各種会議、行事についても録画配信(オンデマンド)が可能となった。

住民への議会・行政の情報発信がさらに充実し、今後は、単なる情報共有から立案・決定・執行・監視(評価)のあらゆる段階で、しっかりと討議ができ、

住民・議会・行政が一体となって参画する「協働の町づくり」への内容（質）が問われる。そのことを議会・議員としても強く意識し、積極的な参画・協働へ結びつく機会を出来るだけ作っていかなければならない。

議会と町民の情報共有は住民自治の根幹であり、そのための手段として、議会傍聴の奨励、議会だよりの発行、町民懇談会等を実施してきたが、未だ満足する状態となっていない。従来の手法をさらに充実させる工夫をし、新たな機会の提供としてHP・映像配信システム導入も積極的に検討してきた。

議会改革の初期段階でインターネットでの情報発信を検討し、現在、議会単独のホームページを開設している。動画配信についても、具体的な導入に向けて検討してきたが、合併問題、財政状況悪化による自立プラン計画により、実現の見通しが立たず、議会評価の課題として位置付けられてきた。

議会活動の目標（基本事項）のひとつである「わかりやすく町民が参画する議会」をめざした町民との情報共有は、動画で情報提供することにより、町民の理解と関心を高めることにつながるとし、国の景気対策事業として「インターネット映像配信事業（交付金100%事業）」を実施した。

町内におけるインターネット接続件数は500件程度で、全体の約20%とまだ少ない状況にあるが、情報通信網の急速な普及状況を考えると、間違いなく早急な対応が期待されていた。

ネット映像配信の活用は、議会のみならず行政サイトの情報発信（イベント紹介・事業の案内・諮詢機関等会議の配信等）としての有効活用も期待される。

ライブ中継や録画配信でいつでも都合に合わせて見ることができ、議会活動がより理解され、情報共有につながり、町民から議会・行政への発信が促進され、参画・協働の活性化が期待される。

情報収集（実践情報を交換等）、双方向性、容量調整、You Tube のスポット的な活用など政策討議（議案審議）に役立つ、わかりやすく、使いやすい仕組みとしての課題もたくさんある。理想的な整備は難しいと思うが、何よりも大事なことは、画質やスピードより住民の期待に応えられる内容の充実であることを肝に銘じなければならない。住民にとって魅力のある議会づくりの一番の課題は、議員個々の資質の向上であることも間違いない。

表1 福島町議会ホームページの構成内容

主目次	主目次の階層下の内容（算用数字の番号はさらにそのページ内の目次）
1. トップページ	コンテンツ、更新情報、トピックス
2. 議会の挨拶	議会議長の年頭所感（2000年～2009年）
3. 議会の概要	1. 構成・議員名簿 2. 議会運営 3. 審議状況 4. 議会費等 5. 歴代議長等 6. 関係機関等
4. 議会の活性化（1）	1. 開かれた議会づくり 2. 議会の評価 3. 議員の評価
5. 議会の活性化（2）	1. 傍聴規制の緩和 2. 議決事件の拡大 3. 長期欠席措置 4. 政務調査費 5. 選挙公報の発行
6. 議会の活性化（3）	1. 通知の迅速化 2. 答弁書の配布 3. 研修・勉強会 4. 議案の事前公開 5. 協議会の公開 6. 懇談会の開催 7. テレビ放映等
7. 映像配信	1. ライブ配信（本会議・特別委員会）2. 録画配信（本会議・特別委員会・常任委員会・報告会等）
8. 本会議・協議会	1. 通常議会 2. 定例会 3. 臨時会 4. 全員協議会
9. 委員会（会議資料）	1. 総務教育常任委員会 2. 経済福祉常任委員会 3. 広報・広聴常任委員会 4. 議会運営委員会 5. 特別委員会
10. 会議録	1. 本会議（通常議会）2. 臨時議会 3. 総務教育 4. 経済福祉 5. 広報・広聴 6. 特別委員会
11. 会議・行事予定	2カ月程度の予定を掲載
12. 議会だより	2005年から掲載
13. 報道記事	2005年から掲載
14. 観察受入れ状況	① 2000年からの観察受入れ状況 ② 観察時の資料持参のお願い ③ 参考資料
15. 議会例規集	条例から基準まですべて掲載（議会関連）
16. 議会用語集	五十音順に約100語を掲載（50音検索）
17. 例月出納検査報告	自治法の規定による、監査委員の例月出納検査報告を掲載（2007年度から）
18. リンク集	①：系統団体 ②：福島町議員 ③：先進的な議会・団体等を分類し掲載
19. 通常議会等の試行	2008年3月11日から9月30日までを会期とする通常議会の試行結果を掲載
20. 福島町のHPへ	役場ホームページにリンク

7. 常識に疑いを持つことから

議会・議員に関するテレビや新聞の報道は、相変わらず悪いことばかりで、頑張って活躍しているという話は殆どない。公共事業への不当介入、政務調査費の悪用等々、批判されて当然の醜態が続き、結果、いつまでたっても住民の信頼は回復されず、議会活動に対する疑心暗鬼は払拭されない。「議員定数削減」「議員報酬削減」の声は収まらず、「議会不用論」まで出てくることになる。議会改革に真剣に取り組み挑戦しても大きな抵抗を受け、その壁を破ることができない状況がまだまだ続いている。

新政権の地方政策は、国が主導する「地方分権」から地方自治体が主体的に実践する「地域主権」へと大きく転換する方針を示した。

目指す地方制度は、画一的なものではなく、地方自治体にとっての選択肢を可能な限り多く設定することに意義がある。じっと受身で待つのではなく、自ら完全な自治体として「自由と責任」をもった真的地方政府を目指す徹底的な意識改革を進めなければならない。

行政・議会という超保守的な組織を改革することはまだまだ至難の業だが、自分を変えることは可能だ。議員として、まずは「行政・議会そして自分（議員）の常識に疑いを持つこと」から始めることを提案する。

議会ホームページを開設しよう！

新政権の地方政策により、国が主導する「地方分権」から地方自治体が主体的に実践する「地域主権」へと大きく転換する方針を示したいま、「自由と責任」をもった眞の地方政府を目指す徹底的な意識改革が必要である。

特に議会事務局職員の役割が、議会全体に及ぼす影響が強いことを認識し、二元代表制での立ち位置を常に意識して職責を遂行する必要がある。

これまでの議会活動を振り返ったとき、どれほど主体的な議会だったのかは別にして、「情報の

提供」が不足だったのではないか。時がすぎ、結果を掲載するだけの議会報は、議会のあり様をどれだけ伝えていたのかはなはだ疑問であり、それが議会活性化の進まない一因でもあるように思える。議会側からしっかり情報発信しない限り、住民からの返信（自主的発信）は期待できず、参画・協働に必須の要件である情報の共有は難しい。ICTの普及が急速に進む今こそ、ホームページでの積極的な情報提供により、議会活動を周知・理解していただく絶好の時期ではないか。

項目	17年		18年		19年		20年	
	市	町村	市	町村	市	町村	市	町村
開設	728 (94%)	1029 (66%)	772 (96%)	680 (65%)	799 (99%)	725 (71%)	800 (99%)	745 (74%)
未開設	50 (6%)	532 (34%)	30 (4%)	361 (35%)	7 (1%)	297 (29%)	6 (1%)	259 (26%)
市・町村総数	778	1561	802	1041	806	1022	806	1004

表のように、全国市町村議会のホームページ開設状況は、町村でも大変高い割合を示している。次の段階は提供情報の時期と質量である。しっかりと議会内部で話し合い住民との情報共有の観点に立った協働のまちづくりの一助としたいものである。

以下に、福島町議会のホームページでの情報提供の考え方などを記す。

1. 福島町議会の情報提供に対する考え方

■情報提供を「議会の活動原則」として位置づける

事前の情報提供は、これまで取り組んできた開かれた議会づくりのひとつであり、町民と議会の協働を形成するための重要な柱としている。提供情報等の種類は以下のとおりである。

- ①「傍聴規則」を「議会への参画を奨励する規則」とし、単に傍聴するだけでなく、議会に参画させる視点で改正
- ②全ての会議の公開
- ③議案・調査資料等の参画者（傍聴者）への提供
- ④議会報告会の開催
- ⑤議会・議員の自己評価の公表
- ⑥議会白書の公表
- ⑦採決態度の公表
- ⑧政務調査関連書類の全ての公表

議会基本条例には、「議会は、ホームページを利用して、会議の議案・調査資料等を事前に情報提供する」と規定している。

■議会・行政の資料は町民のもの

事前の情報提供にあたっては、よく、どの時点で提供するかという事務的・物理的な悩みがきかれる。会議の何日も前に議案や資料を提供した場合、町民からいろいろな意見を言われるとか、議員が議論する前に町民に議案等を見せるのは議会・委員会を軽視しているなどとよく聞くが、当町では、会議前のいろいろな意見もまた、町民の大事な参画ととらえている。

ようするに、議会・行政のデータ等は全て町民のものであるということである。ただ決まったことを周知するだけなら、協働のまちづくりは画に描いた餅となってしまう。議長には機会あるたびに、「小さな町でも地方政府の議会確立を目指していくためには、悩むべきものを取り違えることのないように」と聞かされている。

■意見や苦情は議会の活動源

議会は、多様な議員で構成される合議制の機関なので、執行者に対する質疑や議員同士の討議を充実するためにも、住民に対する迅速な情報提供

は必須である。事前の情報提供を躊躇し、住民の意見や要望を恐れていては、合議制の役割を果たせないばかりか、結果的に議会を自ら否定することにつながる。

住民に対する情報発信の役割は、議会事務局が担っているが、議員個々がそれぞれ会議の議案などの情報提供を行い、住民の意見等を聴くことも当然大切な役割としている。

■情報の公開時期は、議員と同じ日

議案や委員会資料を公開する最も早い時期は、議員に送付する日であるが、すべてがそうではなく、現状は少し遅れ気味である。

公開する段階での議案や資料は、会議当日までに間違いや追加等があり、可能な限り修正するよう心がけているが、それよりも大事なことは一日でも早く情報を提供することである。

定数削減論や議会不要論も多く、追認議会と揶揄される中、こうした評価を払拭するのは並大抵なことではない。これまでの常識に疑問を持ち、町民の目線で基本から一つひとつ見直してみると、展望は開けてくると確信する。

2. 議会ホームページ開設にあたってのアドバイス

■情報提供（発信）は、事務局職員の大事な責務のひとつ。良し悪しを区別せず議会の状況を徹底的に周知することが住民からの情報発信につながり、議員の意識を変え、議会の活性化にもつながる。

■行政と議会の違いを周知し、議会の必要性（存在感）を認識させるためにも、議会単独のホームページ開設を奨める。小規模自治体のメリットを生かし最少の経費で最大の効果にチャレンジ。ICTの普及を考えれば、開設は急務。

■最初の段階から見やすさや使いやすさ等をあまり考えない。仕組みと運用がある程度できた時点で変更すればいいという気持ちで取り組もう。

■無料のホームページ運用が導入への近道。インターネットができる環境とワープロが使えれば、個人的に開設も可能。自分でできるか、どうやればいいのか、初めてのことには不安がつきもの。まずは悩まずにヤフーなどの無料サービスを利用して取り掛かろう。ホームページへの挑戦は、時代に合った自己啓発になること間違いない。（福島町議会事務局長 石堂一志）